

## 平成27年度南大隅町議会定例会5月会議 会議録（第1号）

招集年月日 平成27年4月9日  
 招集の場所 南大隅町議会議事堂  
 開 会 平成27年4月9日 午前10時00分

開 議 平成27年5月1日 午前9時00分

### 応招議員

1番 浪瀬 敦郎 君	6番 日高 孝壽 君	11番 大内田 憲治 君
2番 持留 秋男 君	7番 水谷 俊一 君	12番 川原 拓郎 君
3番 松元 勇治 君	8番 大久保 孝司 君	13番 大村 明雄 君
5番 平原 熊次 君	9番 井之上 一弘 君	

不応招議員 なし  
 出席議員 全員  
 欠席議員 なし

### 地方自治法第121条の規定による出席者

町長	森田 俊彦 君	経済課長	尾辻 正美 君
副町長	白川 順二 君	教育振興課長	浜川 和弘 君
教育長	山崎 洋一 君	税務課長	畦地 耕一郎 君
総務課長	石畑 博 君	建設課長	石走 和人 君
支所長	田中 明郎 君	町民保健課長	馬見塚 大助 君
会計管理者	花里 友二 君	総務課課長補佐	相羽 康德 君
企画観光課長	竹野 洋一 君	総務課主幹	中之浦 伸一 君
介護福祉課長	水流 祥雅 君	総務課財政係長	上之原 智 君

職務のための出席者 : (議会事務局長) 大久保 清昭 君 (書記) 木佐貫 公子 君

提出議案 : 別紙のとおり

会議録署名議員 : (11番) 大内田 憲治 君 (12番) 川原 拓郎 君

議事の経過 : 別紙のとおり

散 会 : 平成27年5月1日 午前10時06分

## ▼ 開 議

### 議長（大村明雄君）

ただいまから、平成27年度南大隅町議会定例会5月会議を開きます。  
議事日程表により本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめ配布したとおりであります。

## ▼ 日程第1 会議録署名議員の指名

### 議長（大村明雄君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、大内田憲治君及び川原拓郎君を指名します。

## ▼ 日程第2 審議期間の決定

### 議長（大村明雄君）

日程第2 審議期間の決定の件を議題とします。  
5月会議の審議期間は、本日のみの1日間にしたいと思います。  
ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

### 議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。  
したがって、5月会議の審議期間は、本日のみの1日間に決定しました。

- ▼ 日程第3 報告第1号 南大隅町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- ▼ 日程第4 報告第2号 南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- ▼ 日程第5 報告第3号 平成26年度南大隅町一般会計補正予算（第16号）の専決処分について
- ▼ 日程第6 報告第4号 平成26年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分について
- ▼ 日程第7 報告第5号 平成26年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分について
- ▼ 日程第8 報告第6号 平成26年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第7号）の専決処分について
- ▼ 日程第9 報告第7号 平成26年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会

## 計補正予算（第5号）の専決処分について

### 議長（大村明雄君）

日程第3 報告第1号 南大隅町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてから、日程第9 報告第7号 平成26年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてまで、以上7件を一括議題とします。

提出者より報告を求めます。

[ 町長 森田 俊彦 君 登壇 ]

### 町長（森田俊彦君）

おはようございます。

ただ今、一括議題となりました、報告第1号から報告第7号までの7件についてご報告を申し上げます。

報告第1号は、南大隅町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等が平成27年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、町民税・固定資産税・軽自動車税・町たばこ税に係る規定について、所要の改正を行い、去る3月31日に専決処分したものであります。

次に、報告第2号は、南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成27年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、去る3月31日に専決処分したものであります。

次に、報告第3号は、平成26年度南大隅町一般会計補正予算（第16号）の専決処分についてでございます。

本案は、平成26年度の地方交付税、県補助金及び町債等が確定したことに伴い、最終の予算調整を行うため、去る3月31日に専決処分したものでございます。

「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6千60万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2千3百17万3千円としたものでございます。

主なものとしましては、歳出予算では、「ふるさとおこし基金」へ積み立てを行い、歳入予算では、「地方譲与税」及び「地方交付税」等を計上致しました。

また、「第2表 地方債補正」では、「合併特例事業」及び「過疎地域自立促進特別事業」等の限度額の変更を行ったところでございます。

次に、報告第4号は、平成26年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてでございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3千2百80万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8千8百65万5千円としたものでございます。

主なものとしましては、歳出予算において、保険給付費等の決算見込みによる調整を行い、歳入予算では、国、県等の交付金について調整を行ったところでございます。

次に、報告第5号は、平成26年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてでございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ百33万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億9千9百14万1千円としたものでございます。

歳入歳出の主なものは、工事費確定による事業費の減額及びそれに伴う地方債の減額等でございます。

次に、報告第6号は、平成26年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第7号）の専決処分についてでございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8千9百83万4千円としたものでございます。

主なものとしましては、不用額の減額と、それに伴う県補助金、一般会計繰入金等の調整であります。

次に、報告第7号は、平成26年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてでございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5百74万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億9千5百90万5千円としたものであります。

主なものとしましては、保険給付費等不用額の減額と、これに伴う一般会計繰入金等の減額であります。

詳細につきましては、担当課長に報告させます。

## 総務課長（石畑博君）

それでは、報告第3号につきましてご説明させていただきます。

平成26年度南大隅町一般会計補正予算(第16号)について、ご説明致します。

まず、1ページでございます。

平成26年度南大隅町一般会計補正予算(第16号)、平成26年度南大隅町の一般会計補正予算(第16号)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6千1百60万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億3千8百17万3千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

5ページをお願い致します。

第2表 地方債補正 それぞれの事業費の確定により調整致しております。合併特例事業の限度額「2億8千1百90万円」を8百10万円減額し「2億7千3百80万円」に、過疎地域自立促進特別事業の限度額「9千8百50万円」を4百20万円減額し「9千4

百30万円」に、道路橋梁整備事業の限度額「1億5千3百50万円」を1千4百20万円減額し「1億3千9百30万円」にそれぞれ変更し、合計で2千6百50万円の減額変更するものであります。

主な事業の内容としましては、町道維持、保育所保護者負担金軽減、町道新設改良等の事業費確定によるものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と変更はございません。

続いて8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、2款 地方譲与税から11ページの21款 町債まで、それぞれ事業確定に伴う調整をおこなっております。

9ページでございますが、2段目でございます。

10款 地方交付税については、今回普通交付税に9千4百37万1千円を計上し、確定額の35億6千5百54万6千円に調整、特別交付税については、今回1億2千7万2千円を計上し、決定額の3億5千7万2千円に対し、1億円を留保しているところでございます。

なお、歳出の12ページから15ページにつきましては、各予算費目の細目につきまして各事業、それぞれ精算見込みによります調整をいたしております。

なお、詳細につきましては、それぞれ標記しておりますので、お目通しをお願い申し上げます。

なお、調整後の余剰金につきましては、12ページの上段になります。

2款 総務費 1項 総務管理費 14目 ふるさとおこし基金に1億8千8百1万4千円を計上し、補正後、平成26年度末のふるさとおこし基金積立額は、15億3千5百29万8千円となる見込みでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

## 町民保健課長（馬見塚大助君）

次に報告第4号の南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページをお開きください。

平成26年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)、平成26年度南大隅町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3千2百80万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8千8百65万5千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、主なものにつきまして、ご説明いたします。

3款 国庫支出金 1目 療養給付費等負担金8百15万9千円を増額いたします。一般被保険者医療給付費等に係る追加交付決定に伴うものであります。

4款 療養給付費等交付金 1目 療養給付費等交付金2百69万円を増額いたします。退職被保険者医療給付費等に係る保険給付費分の報酬支払基金からの交付金であります。

6款 県支出金 1目 県財政調整交付金 1節 普通県調整交付金1百80万2千円の増額は、調整率の増加によるものです。2節 特別県調整交付金2百28万円の減額は、

保健事業の中の充当事業の見直しにより減額となったものです。

7 ページをお願いします。

7 款 共同事業交付金 1 目 高額医療費共同事業交付金 1 百 3 9 万 2 千円減額であります。これは、医療費適正化地区推進事業の減額分であります。

9 款 繰入金 1 項 一般会計繰入金 1 目 一般会計繰入金 1 百 8 6 万 3 千円を減額致します。財政安定化支援事業繰入金の減であります。

9 款 2 項 基金繰入金 1 目 基金繰入金 3 千 9 百 1 7 万 5 千円を減額致します。一般被保険者、退職被保険者の保険給付費等の医療費減に伴う財源調整であります。

8 ページをお願いします。歳出をご説明いたします。

歳出の主なものにつきまして、2 款 保険給付費 1 項 療養諸費 1 目 一般被保険者療養給付費 1 千 9 百 2 0 万円を減額、2 目 退職被保険者等療養給付費 5 百 9 9 万円を減額致します。保健給付費の決算見込みによる調整減であります。

2 款 保険給付費 2 項 高額療養費 1 目 一般被保険者高額療養費 4 百 7 9 万円を減額致します。これも同じく保健給付費の決算見込みによる調整減であります。

以上、ご審議・決定いただきますようよろしくお願いいたします。

### 建設課長（石走和人君）

それでは、報告第 5 号 平成 2 6 年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算(第 5 号)の専決処分につきまして、ご説明申し上げます。

平成 2 6 年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算(第 5 号)、平成 2 6 年度南大隅町の簡易水道事業特別会計補正予算(第 5 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ百 3 3 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 9 千 9 百 1 4 万 1 千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正) 第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

4 ページをお開きください。

第 2 表 地方債補正 (変更) 起債の目的でございますけれども、簡易水道事業でございます。補正前の限度額 1 億 5 千 4 百 2 0 万円を、補正後の限度額 1 億 5 千 2 0 万円に 4 百 万円減額したものでございます。これは、工事費の確定に伴う減額を行ったものでございます。起債の方法・利率・償還の方法は、補正前に同じでございます。

7 ページ、8 ページの歳入、歳出の主なものでございますけれども、先ほどご説明申し上げましたように、工事費の確定に伴う予算補正を行ったものでございます。

以上、報告第 5 号に関する説明を終わります。よろしくお願いいたします。

### 支所長（田中明郎君）

報告第 6 号の説明をさせていただきます。

平成 2 6 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算(第 7 号)、平成 2 6 年度南大隅町の診療所事業特別会計補正予算(第 7 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 千 9 百 8 3 万 4 千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

6ページをお開きください。歳入です。

第1款 使用料及び手数料 1項 使用料 1目 診療使用料の辺塚診療所使用料に14万1千円計上するものであります。

第2款 県支出金 1項 県補助金 1目 医療施設運営費補助金については、辺塚診療所医療施設運営費補助金15万8千円減額するものであります。

第3款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 一般会計繰入金、同じく、辺塚診療所会計繰入金8万3千円を減額するものであります。

7ページ、歳出です。

第1款 総務費 1項 施設管理費 1目 辺塚診療所一般管理費の不用額4万3千円を減額するものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

### 介護福祉課長（水流祥雅君）

引き続き、報告第7号 平成26年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算(第5号)の専決処分についてご説明申し上げます。

まず、1ページをお開きください。

平成26年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算(第5号)、平成26年度南大隅町の介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5百74万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9千5百90万5千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページをお開きください。

今回の補正予算の主なものといたしまして、1款 介護保険料の現年度分普通徴収保険料を百8万3千円減額いたしております。主な理由と致しまして、新規納付者並びに現納付者の死亡、並びに転出等による理由により減額したものでございます。

次7ページをお開きください。

7款 1項 2目 地域支援事業繰入金を百万円減額しておりますが、平成26年度より実施した元気度アップポイント事業等の実績に伴う減額としております。また、2項の基金繰入金でございますが、4百31万7千円不要といたしまして今回減額しております。

以上により、現時点における基金保有額は7千4百38万6千9百28円となっております。参考まで申し上げますが、平成27年度当初予算に基金繰入金といたしまして2千96万1千円計上いたしておりますが、基金が枯渇しつつある県下の中で、本町は新年度保険料設定を含め概ね良好な運営かと考えております。

次に8ページをお願いいたします。

2款 1項 2目の施設介護サービス給付費を5百万円減額しておりますが、当初、消費税アップ分を含めた給付費といたしまして計上してはいたしましたが、実質前年度実績より約1千万ほどの負担増で済んだことによりまして、今回その不要額を減額したものでございます。その他実績に伴う減額をいたしております。

以上、よろしくご審議、ご決定くださるようお願い申し上げます。

### 議長（大村明雄君）

ただいま報告がありました報告第1号から報告第7号について質疑はありませんか。  
ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

▼ 日程第10 議案第1号 平成27年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）について

議長（大村明雄君）

日程第10 議案第1号 平成27年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[ 町長 森田 俊彦 君 登壇 ]

町長（森田俊彦君）

議案第1号は、平成27年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億4千6百37万1千円とするものであります。

第1表 歳入歳出予算では、歳出予算に「B&G指導者研修に係る旅費及び手数料」等の計上を行い、歳入予算では、所要の財源として、「財政調整基金繰入金」を計上したものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議、ご決定下さいますようお願いいたします。

総務課長（石畑博君）

それでは、議案第1号 平成27年度南大隅町一般会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

まず、1ページでございます。

平成27年度南大隅町一般会計補正予算(第1号)、平成27年度南大隅町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億4千6百37万1千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページをお願いします。

まず、歳入でございますが、18款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金に、今回の補正予算の財源として、77万7千円を計上いたしております。

続きまして7ページをお願いいたします。

歳出でございますが、9款 教育費 6項 保健体育費 1目 保健体育総務費に、B&G 指導者研修に要する費用として、旅費に76万5千円、役務費に5千円、また、海洋センター県連絡会議追加負担金として、7千円を計上させていただいております。

以上、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

**議長（大村明雄君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第1号 平成27年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 平成27年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

09：29

～

09：30

（ 除斥 畦地税務課長 退場 ）

**議長（大村明雄君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

▼ 日程第 1 1 同意第 1 号 南大隅町固定資産評価員の選任について同意を求める件

議長（大村明雄君）

日程第 1 1 同意第 1 号 南大隅町固定資産評価員の選任について同意を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

[ 町長 森田 俊彦 君 登壇 ]

町長（森田俊彦君）

同意第 1 号は、南大隅町固定資産評価員の選任について同意を求める件についてであります。

本案は、本町の固定資産評価員に、南大隅町根占山本 7 6 1 番地 2 畦地 耕一郎 氏を選任したいので、地方税法第 4 0 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議のうえ、同意くださいますようお願い致します。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、同意第 1 号 南大隅町固定資産評価員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

起立多数（全員起立）

議長（大村明雄君）

起立多数です。

したがって、同意第1号 南大隅町固定資産評価員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

執行部は退席してください。

09 : 32	( 執行部退席 )
～	
09 : 33	

**議長（大村明雄君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ▼ 日程第12 常任委員の選任について

**議長（大村明雄君）**

日程第12 常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定及び議会運営に関する申し合わせによって、議長が指名し会議に諮って選任することになっております。

ご異議ありませんか。

「なし」 という者あり
-------------

**議長（大村明雄君）**

異議なしと認めます。

暫時休憩します。

09 : 33	(常任委員会構成名簿配布)
～	
09 : 34	

**議長（大村明雄君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり指名・選任したいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」 という者あり
-------------

## 議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、常任委員はお手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

これから、各常任委員会の委員長及び副委員長を選任していただきます。

委員会条例第9条第2項の規定によって、委員長及び副委員長は、それぞれの常任委員会において互選することになっております。さらに同条例第10条第1項の規定によって、委員長及び副委員長が共がないときは、議長が委員会の招集日及び場所を定めて、その互選を行わせることになっておりますので、これから各常任委員会を招集します。

委員会の場所は、次のとおりと定めます。

総務民生委員会は第1委員会室、教育産業委員会は第2委員会室と定めます。

なお、委員会条例第10条第2項の規定によって、委員長の互選に関する職務は、年長の委員が行うこととなっております。

暫時休憩します。

09：35
～
09：55

（各常任委員会）

## 議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会の正副委員長が、次のとおり決定しました旨、通知を受けましたので、お知らせ致します。

総務民生委員長に持留秋男君、副委員長に井之上一弘君、教育産業委員長に大久保孝司君、副委員長に浪瀬敦郎君、以上のとおりであります。

暫時休憩します

09：56
～
09：57

（議会運営委員会構成名簿配布）

## 議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

### ▼ 日程第13 議会運営委員の選任について

## 議長（大村明雄君）

日程第13 議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定及び議会運営に関する申し合わせによって、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員はお手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

これより、委員会条例第9条第2項の規定によって、議会運営委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

さらに、同条例第10条第1項の規定によって、委員会の場所を第1委員会室と定めま

す。なお、委員会条例第10条第2項の規定によって、委員長の互選に関する職務は年長の委員が行うこととなっています。

暫時休憩します。

09:58

～

10:05

（議会運営委員会）

**議長（大村明雄君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長、副委員長が次のとおり決定した旨通知を受けましたのでお知らせします。

議会運営委員長に持留秋男君、副委員長に大久保孝司君、以上のとおりであります。

**▼ 散 会**

**議長（大村明雄君）**

以上で全部の日程を終了しました。

平成27年度南大隅町議会定例会5月会議を散会します。

散会　：　平成27年5月1日　午前10時06分